

いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務実施要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務に関して必要な事項を定める。

2 実施方針

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防防災・警備業務の実施に当たり、関係機関及び団体等の協力を得て、消防防災・警備体制に万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、沿道、宿舍等（以下「競技会場等」という。）並びにその他必要とされる場所とする。

4 基本的事項

消防防災・警備業務の基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 消防防災業務

消防法等関係法令のほか、下野市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、実施区域の消防防災に取り組む。

(2) 警備業務

実施区域の雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

5 大会開催前の業務

(1) 体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 業務内容

ア 消防防災業務

- ① 競技会場等における消防防災体制（救急・救助を含む。）の確立
- ② 実施区域における予防査察の実施（消防用設備・避難経路等の点検及び防火安全対策の指導）
- ③ 消防防災に必要な教育訓練の実施
- ④ 競技会場等における消防訓練の実施
- ⑤ 防火防災意識の啓発
- ⑥ その他必要な消防防災業務

イ 警備業務

- ① 競技会場等における警備体制の確立
- ② 実地踏査の実施

- ③ 施設・構造物の安全対策の推進
- ④ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ⑤ 関係機関・団体との連絡協力体制の確立
- ⑥ その他必要な警備業務

6 大会開催期間中の業務

(1) 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災・警備業務を総括する消防警備本部を設置し、必要に応じて競技会場等に現地消防警備本部を設置する。また、関係機関及び団体等の協力を得て、競技会場等に係員等を配置し、消防防災・警備体制を整える。

(2) 業務内容

ア 消防防災業務

- ① 競技会場等における火災等の予防・警戒及び鎮圧
- ② 競技会場等における救急・救助
- ③ 競技会場等における避難経路の確保及び災害発生時の避難誘導
- ④ 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

イ 警備業務

- ① 競技会場等及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 競技会場等における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 入退場者の管理
- ④ 競技会場等における避難経路の確保
- ⑤ 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件、事故の防止
- ⑥ 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防
- ⑦ その他必要な警備業務

(3) 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関及び団体等と連携して、消防防災・警備業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

大会の開催前及び開催期間中において、下野市に災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合は、下野市地域防災計画等に基づき対応するものとする。

8 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、関係機関及び宿泊地市町村と調整し、必要に応じて実施するものとする。

9 行幸啓の消防防災・警備業務

行幸啓に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ別に定めるものとする。

10 大会旗・炬火イベント等の消防防災・警備業務

大会旗・炬火イベント等に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に定めるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については実情に応じてこの要項を準用するものとする。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。